

ご 縁

本書の作成に携わるすべての方の共通理念・共通言語は、「笑顔相続」です。

はじまして、全国相続診断士会会長 長谷川優（はせがわ・ゆう）と申します。

ここに集う【相続診断士】は、「笑顔相続」に対する思いが非常に強く、笑顔相続の道先案内人として日々活動している方々です。

相続診断士の資格発行団体である、一般社団法人相続診断協会代表の小川実（おがわ・みのる）氏は、ある相談者が自分のところに相談に来た際には、すでに大切な家族が争う状況になつており何もできなかつたこと、また、別の相談者の時には、偏った財産分与や各種特例が使えていないことにより税の軽減ができるなかつたことで親御さんの残してくれた大切な資産を多く失つてしまうなど、非常に残念な思いをしてきたそうです。

一般の方にとって事業に相談することは敷居が高いこと、まして早い段階からの相談は、なかなかできないこともあります、どうしたものかと悩んでいたとのこと。そんな折、普段から相談者の身近にいて信頼されている方で、相続についても勉強熱心でアンテナの立つている方が多い金融業（保険・証券・FP）や不動産業の方であれば、早い段階で寄り添えるのではないかと気づいたそうです。

日本から争う相続をなくし「笑顔相続」を広めるという理念に共感してくれる方を増やすことで、少しでも早い段階で適切な専門家に相談していただけることになるのではと考え、相続診断士の有資格者を増やすこと、また、その活動をしやすくするためのサポートすることを思いついたということです。

同じ志の優秀な仲間とともに協会としての活動が実を結び、現在、全国に5万人に迫る相続診断士が誕生しています。

この理念に共感した相続診断士たちが、全国各地で集い、己の利益は追求せず、一つでも多くの「笑顔相続」を生み出せるように、自己研鑽・信頼できる相続診断士の仲間作りをしているのが、各県の相続診断士会です。この各地の相続診断士会は、一般社団法人相続診断協会とは独立して、各県の会長や役員も含めボランティアで運営されています。地域や職業の事情等で参加できない方もいますが、志高い相続診断士の多くが相続診断士会に参加しています。

そんな中で、相談が増えれば増えるほど、一人だけの力では「笑顔相続」に導くのが困難なことも増えます。ですので、ここに集う仲間たちが、お互いに信頼できる各ジャンルの専門家を連れてきて紹介しあうことで力を合わせて相談者に寄り添うことができるのです。とくに、士業の方です。専門知識があるだけでなく、普段から私たちと同じように一人の相続診断士として「笑顔相続」という共通理念を持つている方と、一緒に相談者に向き合えればよりよいと思います。最近では、この理念に共感してくださる士業の方も全国的に増えてきて、名刺などに士業の資格の前に相続診断士と記載されている方も増えてきているほどです。

そんな相続診断士会が各地域に増えてきたため、各会の運営やよい点の共有などを目的として、2017年12月1日の笑顔相続の日に、全国相続診断士会が結成されました。初代全国会メンバーとして、一橋会長、長棟副会長、川口副会長、塩田事務局、千原事務局と私が選出され、会長・副会長のもと協力して相続診断士会の発展に尽力してきました。その後も数人が交代で役員を務めてください、現在は、私が会長を務めさせていただき、

全国会を支えてくれている6人のメンバーとともに、地域を超えた協力ができる相続診断士会を目指しています。

具体的には、各地域の相続診断士会に、積極かつ貢献的に参加してくださっている方や地域・分野に特化した専門家などの情報を、全国会と相続診断協会で協力して集約しています。

例えば、東京で相談があつた方の家族が全く離れた地域に住んでいる時に、相談があつた際、その地域の相続診断士会会长に相談したり、相続診断協会と連携したりしながら、両方の地域の相続診断士や専門家をお繋ぎして「笑顔相続」に繋がるようにすることができるようになつてきました。

ですので、皆様の身近に相続診断士がいましたら、ぜひとも少しでも早い段階で何かの会話をしてみていただけると、思いもしない気づきがあるかもしれません。

お金の勘定だけでなく、気持ちの感情によるところが非常に大きいのが相続です。

法定相続割合で相続するものだと思っていてる方が一般的ですが、実は民法第906条には遺産の分割の際、お互いの状況を思いあつて分けましょう、という趣旨の条文もあるのです。

※民法906条（遺産の分割の基準）「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」
相続診断士の資格があるからといって、相続のすべてができるわけではありません。
むしろ、法律的には何もできないといつても過言ではないかもしれません。
相続における専門分野の必要な資格は様々です。

節税対策や遺産分割対策・遺言書の作成などは、税理士・弁護士・司法書士・行政書士などの士業と連携し、

コンプライアンスに則った対応が求められます。

そんな中、相続診断士の資格取得者は約5万人にもなり、各専門の士業の方々も大切にしてくださる資格となっていました。

それは、相続診断士の資格は「笑顔相続」という理念に共感した仲間たちの心の資格だからです。普段から、相続診断士の仲間が「心の資格ですよ」と話してくれています。

本書をしてくださった皆様が、人生で数回しか経験しない相続に関する相談をするのであれば、どなたが安心できますか？

皆さんが信頼している、普段から身近でサポートしてくれている方、そして、その方と同じ理念で「笑顔相続」に向きあってくれる各専門分野の相続診断士たちであればいかがでしょうか？

北を南と言うようなことはなく、おおよそ、北北東から北北西の間へ向かっていただけだると思います。

全国の相続診断士の仲間たちとともに、相談者に寄り添い・想いを聞き・想いを残す大切さを伝え、「争族（争う相続）」をなくし、日本中の相続を「笑顔相続」にできるように活動を続けていきます。

ですので、皆様が本書を読み終えたとき、想いを感じ、相続診断士に相談してくださる方が増えること、相続診断士がさらに増えること、そこから「笑顔相続」があふれる世界になることを願っています。

感謝

令和6年11月

「すべてをより良く」

全国相続診断士会会長

長谷川 優

第1章 相続税・遺産分割・事業承継

財産調査はお早めに！

事例1
↓思わぬ遺産で相続税負担が増えることも

あなたがいてくれてよかつた

事例2
↓当事者キーパーソンの存在

家族の「感情」に寄り添う配慮が大切

事例3
↓事業承継における相続争いを防ぐために

遠藤
弘一

2

中角
浩

9

吉村
剛

17

話し合いの大切さ

浜田
政子

30

↳ 真摯に向き合うことが必要

個人名義と会社所有の土地・建物が混在

比嘉
登

35

↳ 世代を越えて子孫にまでリスクを負わせてしまうケースも

家族の苦労はすべて私のせいなんです

河井
直也

35

↳ 90年企業の継続・承継・相続対策

相続放棄の放棄で相続人不存在がヤバい

塚本
英樹

46

↳ 相続手続きは人任せにしない

事例 7

事例 6

事例 5

事例 4

第2章 保険・信託・不動産

共同所有土地の売却に同意してくれない
～モメ～トの多くは一般家庭で起きている

田中 章一
54

「負動産が売れない」たつた2つの理由
～固定観念にとらわれず新しい売却手法を検討

小林 弘典
60

「いわゆる地主様」の相続税対策

山田 孝一
66

～伝統的な価値観「家督相続」「戸主制度」の意識が残っている

未登記建物が引き起こした相続リスク

川本 光範
72

～登記をしておくことで、誰に所有権が帰属しているのかが明確に

事例 11

事例 10

事例 9

事例 8

事例 12

生前整理で子どもに迷惑がかからない遺言を

↓ 残しても扱いに困る不動産を助け合いの精神で解決

阪口 友明

事例 13

家族信託を活用した笑顔相続

↓ 現在と将来の問題点を解決する

米田 穣

事例 14

障がいのある息子の幸せを祈つて

↓ 相談者と長男の将来の解決策としての家族信託

岩田 志郎

事例 15

転ばぬ先の杖

↓ 生命保険活用による相続対策

近藤 猛

97

90

84

79

第3章 遺言書

事例 16

家族で考えた障害のある長男を支える遺言書
～「何もしないとどうなるの？」と一緒に考える大切さ

小笠 美和

事例 17

受遺者の選定を遺言執行者に一任する問題点
～生前に解決できない問題は、遺言で解決することはない

斎藤 弘道

事例 18

忘れ得ぬ遺言紛争
～「笑顔相続」のための専門家の役割

西村幸太郎

事例 19

プラスの財産だけが相続財産ではない
～この記載がないと遺族が揉める？ 遺言書の落とし穴

清友 洋平

123

116

110

104

事例 20

亡くなる4日前に間に合わせた危急時遺言

大石
誠

～応急処置としての対策とエンディングノート

事例 21

遺言書作成が今後の人生が変わるキッカケに ～帰化した日本人が子どもに迷惑をかけない対策

上田
静香

事例 22

借地料の分配方法と遺言書の大切さ

上原
輝夫

143

事例 23

第4章 おひとりさま対策

相続人のいないおひとりさまの遺言

若狭
浩子

150

～ペットへの思いと感謝を託して

おひとりさまの遺贈寄付

「働き盛り、健康で元気な40代が遺言を作成する価値

大神 千穂

事例 24

つなぐ本家のバトン

「おひとりさま・長男の想い」

栗原 久人

事例 25

第5章 チームで解決

相続相談へのワンストップチームでの解決事例

「相談者の安心と最善の方法を提供するために」

栗生 菜摘

172

菅井 之央

177

事例 27

「相続対策を始めるにはまずはここから」

子どものいない夫婦の相続対策

172

事例 26

172

課題解決に専門家チーム結成がなぜ必要?

望月 喜之

～先代から受け継いだ大切な想いを子や孫につなぐ生前対策

望月 喜之

事例 28

共有不動産（宅地と農地）の数次相続手続き

磯田 盛雄

～専門家との早い段階での連携が大切

磯田 盛雄

事例 29

思い込みと正しい情報

棚澤 裕也

～相続には知識と経験、士業との連携が重要

棚澤 裕也

事例 30

あとがき

205

198

191

184

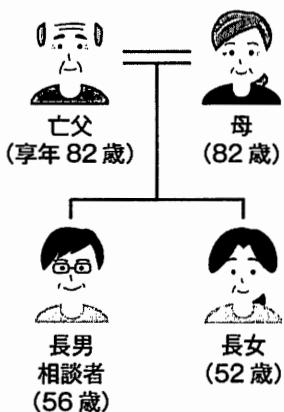
編著者一覧

1

第1章

相続税・遺産分割・事業承継

<家系図>



●事例 1○

財産調査はお早めに！

／思わぬ遺産で相続税負担が増えることも

相続診断士・行政書士 遠藤 弘一

<主な財産状況>

- ・自宅（土地・建物） 2,500万円
- ・預金 2,000万円
- 合計 4,500万円

*後に預金2,000万円が判明

1 家族・財産等の状況（1月12日）

相談者は50代の長男です。5月に父が亡くなり、年も明けてしまつたが、母の今後の生活費や相続土地の名義変更の義務化もあり、預貯金の分割及び土地建物の名義変更をしたいとの相談でした。預金通帳もあり、直近の残高も記帳されていました。固定資産税課税明細書もあつたため、財産内容もほぼ確定していると思われました。相続税申告期限は3月25日でしたが、推定相続人も3人（母・長男【既婚】、長女【既婚】）のみ、相続財産は土地・建物（2500万円）と預貯金（2000万円）だけで、遺言書もないという状況でした。

2 相続対策としての計画・実行例

相続税も基礎控除額3000万円+（600万円・3人）=4800万円の範囲内であろうとのことで、特に問題なしとして遺産分割協議書作成の依頼を受けました。

（1）相続人調査（～1月18日）

まずは相続人を確定するために、戸籍等の収集を始めました。短期間で収集するために、郵送（レターパック）で市町村に戸籍請求依頼をしました。

レターパックで請求すると、受け取った自治体でも速達扱いで対応してくれるようなので、大変便利です。郵送で請求する際には（除籍・改製原等）何通になるかわからないので「定額小為替」を3000円分入れること

とにしています。長男（依頼者）の分は、近隣自治体でしたので、直接窓口に行って取得しました。

(2) 財産調査①（1月17日）

主な財産が自宅建物であつたため、現地で土地の形状や家財道具等の確認をして、住所地市町村で「法定資産税評価証明書」及び「名寄帳」を、また法務局にて「土地・建物登記事項証明書」を取得して、所有者等の確認をしました。

(3) 相続関係説明図作成（1月25日）

今後の銀行等の手続きを簡略化するために、「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局に交付申請をしました。

(4) 公正証書遺言の有無の確認（1月25日）

遺言の有無は、今後の手続きに大きな影響があるので、公証役場へ事前電話予約をしてから出向き、「公正証書遺言の有無」を確認しました。結果は「なし」でした。

(5) 遺産分割協議準備（～1月31日）

相続人が確定し、遺言も「なし」としたところで、相続人へ手紙にて遺産分割協議をする旨の協力依頼通知をしました。今回の依頼者である長男が、全財産が確定した段階で、改めて母、妹と協議することにしました。

(6) 「法定相続情報一覧」交付（2月7日）

(7) 財産調査②（2月8日）

預貯金については、現在所有している通帳の発行窓口店舗に行き、今回、相続税が発生しないだろうとのことから、「（依頼日現在の）残高証明書」の交付依頼をしました。即日交付の銀行もあれば、郵送交付の銀行もあ

り、発送までに10日～2週間かかるとのことでした。

また、以前は同一人が複数口座を開設していることも珍しくなかったので、併せて、他に口座がないかの確認依頼もしました。

(8) 財産調査③（2月16日）

銀行からの通知を受け、開封すると新たな2000万円の定期預金があることが判明。相続税の基礎控除額オーバーになることがわかりました。ここで「財産目録」を作成。相続税が課税される可能性がある旨を依頼人に伝え、遺産分割案を考えてもらうように説明しました。

(9) 【遺産分割対策】（2月19日）

相続人間での話し合いで「法定相続を基本としつつ、母の今後の生活を大切にしてほしい」との意向から、現在の1か月の生活費や固定費を計算し、年金支給額と母の預金額（約1000万円）、年齢などを考慮して、次の3パターンを提示しました。

① 〈母の生活最優先型〉 …… 「母」が一括して全財産を相続。

（例）母：6500万円（不動産2500万円・預貯金4000万円（2000万円+2000万円））、

長男：0、長女：0

今後の母の生活は安定。配偶者控除があり、今回の相続財産については非課税。

→税務署への申告は必要。

② 〈法定相続順守型〉 …… 法定相続割合に従って各人分割。

(例) 母：3250万円（不動産+預金750万円）、長男：1625万円（預金）、

長女：1625万円（預金）

母は実家にそのまま居住可能だが、老後の生活資金に不安あり。

→今回、長男、長女には相続税が発生する。二次相続時に、相続税負担が大きくなる可能性あり。

③〈折衷型（笑顔相続案）〉……土地・建物は「母」と「長男」が法定相続どおりに相続し、「預貯金」は、各相続人が法定相続どおりに分割する。

(例) 母：1250万円（不動産）+2000万円（預貯金）、

長男：1250万円（不動産）+1000万円（預貯金）、長女：1000万円（預貯金）

不動産は母と長男との共有となってしまうが、現住居に居住可能。今後の母の生活も年金、現預金と合わせれば、ほぼ安定性は確保できる。長男の相続税負担は増えるが、長女の税負担は軽減され、長女の遺留分（812・5万円）にも配慮。また二次相続での税負担の軽減にもなる。

(2月23日) 上記の内容を、長男から母、長女にしてもらい、③案で合意が得られる。

(10) 遺産分割協議書（案）作成・内容確認（2月25日）

上記③案で「遺産分割協議書（案）」を作成。相続人各人から承諾を得ました。「印鑑登録証明書」の準備を依頼。相続税申告のため、預金残高証明書（父死亡日現在）の再請求手続きを長男に依頼しました。

(11) 【税理士相談】（2月27日）

提携税理士事務所に連絡し、関係書類を持参し、相続税申告の事前相談をしました。

→ 「財産目録」は父死亡時の預金額で算出するので、預貯金総額は保留。後日差し替え。

(12) **【司法書士相談】(3月13日)**

相続後の不動産変更登記手続きを踏まえ、提携司法書士に連絡し、不動産関係書類持参にて、登記手続きの相談、登記申請。見積書の発行依頼をしました。

(13) **預金残高証明書の入手(3月19日)及び税務申告(3月22日)**

父死亡日現在の証明書が郵送されてきたので、「財産目録」及び「遺産分割協議書」の各人の金額欄を訂正。各相続人確認後、協議書に「署名・捺印」をしてもらいました。「協議書」と「不動産関係書類」を持参して、税理士事務所で申告手続きをしました。

3
教訓

今回、相続財産の調査段階で、相続税の納付を当初想定していなかつたため、被相続人死亡時の預金残高証明書の申請取得が遅れてしまいました。結果、何とか今回は相続税の納付申告期限までには間に合いましたが、ギリギリになってしましました。手順として「法定相続情報一覧」の取得を先行し、銀行での財産確認が遅れてしまつたので、「ケース・バイ・ケース」(死亡時・直近ともに請求する等)で臨機応変に対応する必要を感じました。

☺笑顔相続のポイント

専門家による相続調査の過程で、新たな財産が発見されることが多いのです。

本事例でも、「遺産が相続税の基礎控除の範囲を超えない」という前提で遺産分割協議書の作成を進めていたところ、筆者の適切な遺産調査のおかげで思いがけない遺産が発見され、相続税申告が必要であることがわかったのです。

相続診断士である筆者は、普段から提携している税理士の力を借りて、スムーズに相続税申告手続きへと相談者を繋ぐことができました。

遺産分割協議書作成の場面でも、法定相続分にどらわれず、相続人一家の実情に合わせた具体的な選択肢を3パターン示して相続人に提示している点も興味深いところです。

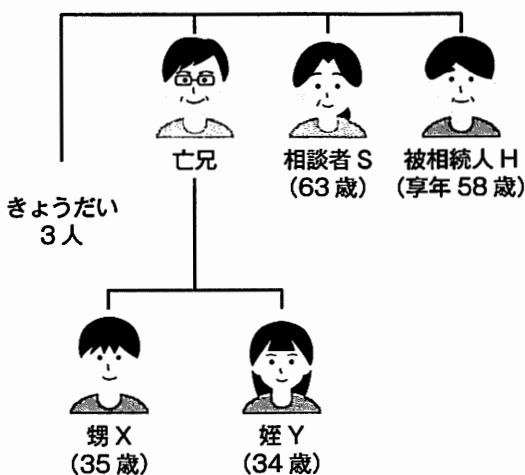
また、本稿では、筆者が実際にした作業内容の進捗が時系列で記載されており、これは相続の当事者となつた方々のみならず、相続手続きを業務として扱う相続診断士にとって、実例として大変参考になります。

相続診断士の活躍で笑顔相続が実現した好例といえるでしょう。

●事例 20

あなたがいてくれてよかつた
～当事者キーパーソンの存在～

<家系図>



<主な財産状況>

| | |
|-------|---------|
| ・不動産 | 300万円 |
| ・自社株 | 3,000万円 |
| ・預貯金 | 2,000万円 |
| ・生命保険 | 1,000万円 |
| 合計 | 6,300万円 |

相続診断士 中角 浩

家族・財産の状況

亡弟Hの相続手続き相談のため、相談者Sとその夫Tに会い、準備されていた被相続人の生涯戸籍を参照しつつ、まずは相続人を確認、それぞれの状況やお互いの関係性をヒアリングしました。

- ・相談者Sは、60代の専業主婦。
- ・法定相続人は合計6名。
- ・被相続人H（死後時50代。法人経営者）は相談者Sの実弟。生涯独身で子がなく直系尊属はすでに他界。

亡兄の代襲相続人である甥X、姪Yの2名、存命の兄弟姉妹4名（相談者Sの他、A、B、Cの3名）

※相談者Sの夫T（60代。民間企業で長年にわたり事務職を経験後、退職したばかり）は相続人ではないのですが、一人で手続きを進めることに不安だった相談者Sのサポートを担当しました。

相続財産は、不動産、自社株、預貯金などがあり、相談者Sを受取人とする生命保険の契約もありました。
相続財産については、不動産は固定資産税課税明細書、預貯金は通帳、保険は証券と契約内容記載の郵便物から詳細を確認し、生命保険は請求手続中で、預貯金は金融機関宛連絡、手続用紙請求から一部解約まで済み、残りも手続中とのことでした。（ここで、みなし相続財産や税の概要を説明、確認）

ここまでたいへんな資料収集、整理や諸手続ができるのに、なぜ最後まで自分たちで手続きを終えることができないのでしょうか。

2

お困りごと（課題）と、進め方（方針）の確認

お困りごとと要望を尋ねたところ、遺言がないので相続人で話し合って分割方針を一緒に考えたいが、進め方がわからず困り果てて連絡をした、とのことでした。

また、相談者Sを含め、連絡をとった相続人は皆、法定相続割合での分割を考えていたが、特に強い要望はないとのことでした。

本件の課題は、主に次の3点でした。

- ① 被相続人Hが代表を務めていた法人の自社株評価と、これを含む相続税申告要否の判断
- ② 相続人のうち1名（甥X）が行方不明で、その対応と遺産分割協議
- ③ 実家土地建物（地方山間部の空き家、換価困難な物件）の処分

これらの課題を確認した上で、①と②は専門家に任せて、③は相続人当事者間でまずは話し合っていただくことになりました。

3

課題解決へ向けそれが役割を果たす

- ① 法人解散、清算に向けて同社で債権債務の整理（売掛金回収、未払金等の精算、死亡退職金の支払い等）を行い、毎期決算をさせていた税理士が自社株の評価を算出（これを含む遺産総額で相続税申告が不要である

ことを確認）。法人解散にかかる登記は、税理士連携の司法書士が担当しました。

- ② 行方不明の甥Xについては、戸籍附票で判明した住所に、本件相続についての協力依頼文書を発送して、到達しないことを確認。Xの妻に協力を求めて、捜索願の届出をした警察署からその証明書類の交付を受け、家庭裁判所に不在者財産管理人選任申立。選任された不在者財産管理人弁護士による対応で、解決することとなりました。

- ③ 実家の不動産については、相談者Sから各相続人への個別連絡で預貯金等その他の相続財産の分割方法とともに、それぞれの意向を確認。全体の方針を検討していく中で、実家土地建物は姪Yが相続し、Y家族が近い将来そこに移住することとなりました。これは相談者Sにとって想定外で、誰も引き取り手がなく自分が相続するしかないかもしないとも話していたくらいです。姪Yが、自分にとって目上にあたる叔父叔母たちに対しても気兼ねなくその意向を伝えることができたのは幸いでした。

4 遺産分割完了

上記の結果として、②の取組みによって甥Xの法定相続分を確保する内容で遺産分割協議が成立。預貯金解約分及び①の取組みによる法人清算の分配金から、合意に至った相続割合で各相続人が受領。不動産は、連携の司法書士により姪Yへ相続による所有権移転登記を完了（付保されていた火災保険の権利も姪Yが相続）。もともと引き取り手が見つからず、今後は経費等負担となる想定の不動産であったことから、各相続人の相続分の計

編著者一覧

【編 者】

一般社団法人 相続診断協会

日本から「争族」をなくし、「笑顔相続」を広めることが「相続診断士」のミッションです。笑顔相続を広めるためには、生前に想いを残し伝えることが大切であると考え、その有効な方法としてエンディングノートの作成を推奨しています。

相続診断士の役割は、相談者に寄り添い、想いを聞き、問題点を明確にすることです。節税対策や遺産分割対策・遺言書の作成などは、税理士・弁護士・司法書士・行政書士などの士業と連携をして、最適なソリューションを提供します。

相続診断協会は、相続診断士とともに「想いを残す文化を創ります」。

住 所 東京都中央区日本橋人形町 2-14-3

人形町 ACT ビル 3 階

U R L <https://souzokushindan.com/>

設 立 平成 23 年 12 月 1 日

資格取得者 49,284 人（令和 6 年 11 月現在）

代表理事 小川 実
